

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 部 長
各 方 面 本 部 長
警 察 大 学 校 生 活 安 全 教 養 部 長

原義保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警 察 庁 丁 生 企 発 第 4 6 6 号
令 和 8 年 7 月 2 1 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長

自転車の防犯登録に係る登録事項の基準等について(通達)
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第12条第3項に基づく自転車の防犯登録(以下単に「防犯登録」という。)に係る業務の効率化・合理化を推進するため、登録事項の基準等を下記のとおり示すことから、都道府県における登録業務の実情に応じ、指定団体(自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。))により、都道府県公安委員会により指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体をいう。)と協議の上、適切に対応されたい。

記

- 用語の定義について
 - 登録の変更
防犯登録に係る登録事項の一部を変更することをいう。
 - 登録の抹消
防犯登録を抹消することをいう。
- 登録事項の基準について
規則第1条第1項第1号に規定する登録事項のうち「その他第3条第1項に規定する指定団体が必要と認める事項」(以下「必要事項」という。)については、令和8年2月13日開催の規制改革推進会議デジタル・AIワーキング・グループ(以下「ワーキング・グループ」という。)において、指定団体ごとに当該事項に差異が認められ、業務の効率化、合理化を踏まえると、ある程度共通した事項であることが望ましい旨意見が呈された。
ワーキング・グループで呈された意見や防犯登録の目的を踏まえ、必要事項の基準として次の事項が考えられることから、同事項を必要事項とするよう指定団体と協議されたい。
 - 自転車を利用する者(以下「利用者」という。)の電話番号
 - 自転車車体番号(車体に刻印された英字又は数字の羅列であって車体番号に準じると認められるものを含む。)
 - メーカー名
 - 車種なお、防犯登録を行うに当たっては、「スポーツ、軽快車、実用車、ミニサイクル、幼児・子供車、折り畳み、電動アシスト、その他」のいずれかから選択して登録することとする。

○ 塗色

なお、防犯登録を行うに当たっては、「赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒、銀、その他」のいずれかから選択して登録することとする。

○ 販売店の店名又はコード

3 防犯登録等における確認資料等の基準について

利用者の申出により、その利用する自転車に係る防犯登録、登録の変更又は登録の抹消を行うに当たり、当該利用者が、当該自転車の正当な所有者であることを確認するための資料等については、指定団体ごとに差異があるが、これにより当該利用者が防犯登録等を受けることができないなどの不都合が生じているところである。

よって、当該自転車の正当な所有者であることを確認するための資料等としては、次の資料等が考えられることから、同資料等を確認資料等とすることを指定団体と協議されたい。

なお、当該資料等の確認に当たっては、写真による確認を妨げない。

(1) 防犯登録

○ 利用者の本人確認資料

例：マイナンバーカード、運転免許証等写真付きで氏名等が確認できるもの

○ 自転車

○ 自転車を所有することとなった経緯がわかるもの

例：譲渡証明書、保証書、領収証、（オンライン上で自転車を購入した場合等には）購入履歴を出力したもの、購入に係る取引履歴を表示したスマートフォン画面

ただし、防犯登録所において自転車の購入と同一の機会に防犯登録を行う場合は、確認を要しない。

(2) 登録の変更

○ 利用者の本人確認資料

○ 変更しようとする事項を疎明する資料

ただし、本人確認資料で変更しようとする事項が疎明できる場合は、省略することができるものとする。

○ 自転車

○ 防犯登録の登録事項が分かる資料

ただし、指定団体側で確認できる場合は、省略することができるものとする。

(3) 登録の抹消

○ 利用者の本人確認資料

○ 自転車

○ 防犯登録の登録事項が分かる資料

ただし、指定団体側で確認できる場合は、省略することができるものとする。

4 指定団体との協議に係る留意事項

指定団体との協議にあたっては、2 及び 3 で示した基準に加え、以下の事項について、留意されたい。

(1) 基準の運用開始時期

2 及び 3 で示した基準の運用開始時期については、都道府県の実情において本示達日が属する年度から 3 か年度を超えない期間内に行うこと。

(2) 防犯登録の有効期間

「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項について（通達）」（令和 2 年 11 月 30 日付け警察庁丁生企発第 705 号）の第 6 の 15 において、「防犯登録の有効期間はないので、登録業務の実施要領に書く必要はない。」と示達しているところ、指定団体が独自に定めている防犯登録の有効期間は、あくまで指定団体が防犯登録情報のデータを保管する期間となる。

したがって、指定団体が定めた有効期間を過ぎた場合であっても、利用者が防犯登録情報のデータの有効化を申し出たときは、当該有効化の手続は防犯登録に該当しない。

よって、当該手続に係る手数料を徴収するときは課税対象と解される。

(3) 防犯登録業務に係る留意事項

ア 防犯登録は、利用者の義務であることに鑑み、盗品自転車の疑いがあるなど正当な理由がある場合を除いては、速やかに登録を行うこと。また、防犯登録の目的を踏まえ、登録事項に変更があったとき、又は当該自転車を使用しなくなったときは、当該登録者に対し、登録の変更又は抹消を申し出るよう推奨すること。

イ 防犯登録所は防犯登録業務を行う事務所であり、正当な理由がない限り、利用者からの防犯登録の申出を拒絶することはできないものと解される。したがって、指定団体から業務委託を受けた自転車販売店が防犯登録所である場合において、当該自転車販売店以外で自転車を取得した利用者から防犯登録の申出があったときであっても、拒絶することなく適切に対応すること。

ウ 防犯登録の申出者が当該自転車の所有者以外の場合には、委任状や電話で所有者の意思確認を行うなど、申出の経緯を確認すること。

エ 防犯登録に係る手数料は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 2 第 5 号ロ並びに消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 12 条第 2 項第 2 号イ(4)の規定により消費税（地方消費税を含む。）の課税対象とならないが、登録の変更及び登録の抹消に係る手数料は、消費税の課税対象であると解される。